阿賀野市告示第6号

阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。 令和6年1月15日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、農業者の経営努力だけでは避けられない様々なリスクに備えることを目的とし、農業保険法(昭和22年法律第185号)第2条第1項に規定する農業経営収入保険事業(以下「収入保険」という。)に加入する農業経営体に対し、予算の範囲内において阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、阿賀野市補助金等交付規則(平成16年阿賀野市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

- 第2条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 市内に住所を有する者(法人にあっては主たる事業所を市内に有する者)
  - (2) 当該年度の末日までに保険期間が開始する収入保険に加入していること。

(補助金の額)

- 第3条 補助対象経費は、前条第2号に規定する保険期間が開始する収入保険 に加入している補助対象者が負担した保険料および付加保険料とし、補助対 象経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、150千円を上限と する。
- 2 前項の規定により算出した額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費を負担した年度の末日までに、阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)(以下「交付申請書兼請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、同日が阿賀野市の休日を定める条例(平成16年阿賀野市条例

- 第2号) に規定する市の休日に当たる場合は、その前日までとする。
- (1) 収入保険の保険期間開始日および収入保険料が確認できる書類
- (2) 振込先金融機関、支店、口座番号と口座名義人が分かる通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は前条の交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を 審査したうえで補助金の交付の可否及び額を決定し、阿賀野市農業収入保険 加入促進事業補助金交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書(第2号様 式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 阿賀野市補助金等交付規則第13条の規定による実績報告は、交付申 請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付)

第7条 市長は、第5条により交付決定したときは、速やかに申請者に補助金 を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、 補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、令和6年1月15日から施行する。

令和 年 月 日

阿賀野市長様

住所 阿賀野市

申請者 氏名

電話

阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼請求書

阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下 記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

#### 1 交付申請額等

補助事業に要する経費(A)	Н	
(A)×1/2 交付申請額	Д	
(百円未満切捨て)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

## 2 振込先口座情報

- □経営所得安定対策登録□座に振込(記載、通帳の写しは不要です)
- □その他の口座に振込(以下をご記入ください)

金融機関名	農協 銀行 信組		支店	名					店
預金種類	普通・当座	口座番号							
フリガナ									_
口座名義									

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載されている振込用の口座情報をご記入ください。

### 3 必要書類

- (1) 収入保険の保険期間開始日および収入保険料が確認できる書類
- (2) 振込先金融機関、支店、口座番号と口座名義人が分かる通帳の写し

### 4 同意事項(すべてにチェック)

- □本申請の内容確認を行う場合、必要最低限の範囲で個人情報の使用に同意します。
- □申請内容に誤りや不正等があった場合は、交付済みの補助金を速やかに返還することに同意します。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

阿賀野市長

# 阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金 交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金について、阿賀野市農業収入保険加入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

併せて、その額を確定したので通知する。

記

交付申請額
 交付決定額
 交付確定額

円